平成２９年（フ）第１０７号
佐賀県武雄市北方町大字大崎1797番地８
破産者　奥野　廣幸
１　決定年月日　平成30年４月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所武雄支部

平成３０年（フ）第７号
熊本市中央区菅原町７―21　オンブラージュ白山202、住民票上の住所熊本市西区春日４丁目39番38号
破産者　福本　　泉
１　決定年月日　平成30年４月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２８年（フ）第９５号
鹿児島県曽於市末吉町深川6565番地３
破産者　與倉　洋子
１　決定年月日　平成30年４月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２９年（フ）第１５９号
札幌市東区東雁来９条２丁目16番５―106号
破産者　田中　　藍（旧姓加藤）
１　決定年月日　平成30年４月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第２０３２号
札幌市西区西野９条４丁目３番15号
破産者　丹野　春雄
１　決定年月日　平成30年４月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第２３９５号
札幌市北区太平３条３丁目１番36―202号
破産者　鈴木　要佑
１　決定年月日　平成30年４月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第４号
北海道千歳市自由ケ丘３丁目20番６号
破産者　小泉　徳勝
１　決定年月日　平成30年４月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第１７号
札幌市東区北40条東13丁目１番１号
破産者　小林　雅彦
１　決定年月日　平成30年４月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第７３号
北海道帯広市西14条南16丁目１番地15　緑ヶ丘ハイツ203号、破産手続開始決定時の住所北海道帯広市西14条南16丁目１―15緑ヶ丘ハイツ203
破産者　食選酒市場よろず家こと　笹田　辰男
１　決定年月日　平成30年４月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２９年（フ）第７４号
北海道帯広市西14条南16丁目１番地15　緑ヶ丘ハイツ203号
破産者　高木ひろみ
１　決定年月日　平成30年４月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成３０年（フ）第１１号
北海道帯広市西20条南５丁目28番17号　松尾方１号
破産者　川村　純子
１　決定年月日　平成30年４月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成３０年（フ）第１２号
北海道帯広市西20条南５丁目28番17号　松尾１号
破産者　川村　育美
１　決定年月日　平成30年４月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２９年（フ）第３４９号
岩手県八幡平市堀切第13地割13番地４
破産者　田村　　陵
１　決定年月日　平成30年４月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２９年（フ）第４０８号
岩手県釜石市甲子町第７地割130番地15
破産者　鈴木　　隆
１　決定年月日　平成30年４月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２９年（フ）第８９３号
仙台市青葉区大倉字横川岳58番地の３
破産者　鴇田　　悠
１　決定年月日　平成30年４月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２９年（フ）第９５７号
仙台市泉区高森４丁目２番地の17、従前の住所仙台市泉区高森６丁目26番地の７
破産者　木村　吉博
１　決定年月日　平成30年４月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２９年（フ）第１００４号
さいたま市南区白幡６丁目７番６―316号、開始決定時の住所仙台市青葉区台原５丁目３番15号　マーブルハウスＣ棟105
破産者　佐々木裕介
１　決定年月日　平成30年４月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２９年（フ）第１００９号
宮城県塩竈市赤坂１番１―1401号　エクレール塩釜赤坂ヒルズ
破産者　八鍬由美子
１　決定年月日　平成30年４月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係